【K-010B号】加入者被保険者種別変更届(第2号被保険者用) 記入要領

身元確認書類(運転免許証、パスポート、マイナンバーカード等)のご提示をお願いします。 届出者自ら署名する場合、身元確認書類の提示は不要です。

1		基礎年金番号			フリガナ ネンキン イチロウ				生年月日 性界						性別			
1	-	2	3 4	- 5 6 7 8 9 0	届出者 氏名	年	金		郎		1 1	5:昭和 7:平成	4 9	: :	月 O	日 6 2	l:男 2:女	
		フリ:	ガナ	トウキョウト マ	ルマル	ク	シカク	フサン	カク1	<u>-2-</u>	3	<u>'</u>						
住		₹ :	111	-1111				2	連絡先	電話番号	(1 2	2 - 3	4 5	6	- 7 8	9 0)	
所	Ť		J	東京都道府県	郡		市区町村		<u> </u>	-2	— 3							
3		□ p	, [第1号被保険者が	から第2	2 号初	安保 険 者	行になっ	った	र्याट सम	7. 17	4	年		月		日	
包		保険者 重別			ッら第2号被保険者になった 年月日				7:平	_ / / /	1	1	0	3	1			
	_			任意加入被保険者	皆から第	育2号	分被保険	者にア	よった			119						
5			今後	後の掛金納付方法	(6)	登録	事業所番号	ļ. 		フリガナ	カ) ネ	ンキンシ	/ョク1	ニンサ	ービ	ス 		
	①: 事業主払込																	
Y	/	今後の企業年金制度等 00 他に企業年金制度なし(厚生年金にのみ加入)									拠出限度額(月額) 23,000円							
\vdash	ī	10 企業型確定拠出年金									20,000円							
Н	Ī		11 企業型確定拠出年金および厚生年金基金															
	Ī	12 企業型確定拠出年金および確定給付企業年金									1							
			13	厚生年金基金														
	□ 14 確定給付企業年金									ļ								
	□ 15 石炭鉱業年金基金 □ 16 企業型確定拠出年金および石炭鉱業年金基金							12,000円										
			50	国家公務員共済組合(長期)													
			51	地方公務員共済組合(長期)													
L			52	私立学校教職員共済制度(長期)													
L	53 企業型確定拠出年金および私立学校教職員共済制度(長期)																	
	掛金額区分 ※どちらかに		らかに	(①): 掛金を毎月定額で	ご納付しる	ます					毎月の	の掛金額	2	0	0	0	0	
	○を付けて ください			①:納付月と金額を指 (「加入者月別掛				 添付し ⁻	てください	,·)								
				・ の受給状況について 方は、□にレ点を記入し	こてくだる	さい				付金(一章 老齢厚生							たん	

基礎年金番号

- ・年金手帳または基礎年金番号通知書を参照の上、基礎年金番号を記入してください。
- ・基礎年金番号が不明な場合は、日本年金機構にご確認ください。

2 連絡先電話番号

日中に問合わせができる電話番号を記入してください。(携帯電話の電話番号も可能です。)

3 被保険者種別

- ・該当する被保険者種別の変更内容を選択してください。
- ・該当する□にレ点を記入してください。

4 変更年月日

被保険者種別の変更年月日を記入してください。

く注意事項>

- この届書は、第1号被保険者、第3号被保険者、任意加入被保険者から、 第2号被保険者に変更となった場合に届け出る書類です。
- 太枠内のすべての項目について、ボールペンではっきり、分かり易く記入してください。 (選択肢は、数字の場合は○印を、□の場合はレ点を記入してください。)
- 訂正は、訂正部分を二重線で抹消し、修正部分の周囲余白に訂正事項をご記入ください。
- この届書の提出には、「事業所登録申請書 兼 第2号加入者に係る事業主の証明書 (K-101A1号)」(事業主作成)の添付が必須です。申出者が共済組合員の場合は 「第2号加入者に係る事業主の証明書(共済組合員用)(K-101B号)」が必須です。
- 原則として毎月の掛金額は1/26引落(前年12月分)~12/26引落(11月分)に1回のみ変更可能ですが、種別変更に伴う額変更は年1回の額変更に含めません。 そのため、既に同年内に額変更を行っている場合も、種別変更に伴う額変更であれば、申請可能です。
- 種別変更と同時に氏名または住所を変更する場合は「加入者等氏名・住所変更届 (K-005号)」をあわせて提出してください。
- 記入内容に不備があった場合は手続が遅延することがあります。
- 変更完了をお知らせする通知はありません。
- 企業型確定拠出年金に加入している方は、年金手帳または基礎年金番号通知書などに 記載された基礎年金番号、性別、生年月日が、企業型確定拠出年金の加入者向けWEBサイトに 表示されている基礎年金番号、性別、生年月日と、一致していることを確認してください。
- 個人型年金と企業型確定拠出年金に同時加入し、企業型確定拠出年金の事業主掛金額が 次のいずれかに該当する場合は、個人型年金の拠出限度額が引き下げられます。
 - ・事業主掛金額が35,000円以上(企業年金等に加入していない場合) 個人型年金の拠出限度額は「20,000円-(事業主掛金額-35,000円)」
 - ・事業主掛金額が15,500円以上(企業年金等に加入している場合) 個人型年金の拠出限度額は「12,000円-(事業主掛金額-15,500円)」
 - (注) いずれの場合も上記の「個人型年金の拠出限度額」が5,000円未満の場合は、 個人型年金の掛金は拠出できません。

5 今後の掛金納付方法

- ・掛金の納付方法は事業主に確認してください。
- ・該当する数字に○印を付けてください。
- ・変更後の掛金納付方法が事業主払込の場合で、事業主払込が事業主にとって、今回が初めてのケースになる場合は「登録事業所掛金引落機関情報登録・変更届(K-020号)」(事業主作成)を必ず、添付してください。(事業所登録を事前に行う共済組合員は除く)
- ・今後の掛金納付方法が個人払込の場合は、現在使用している個人口座を引き続き、利用することができます。

6 登録事業所番号

申出者が共済組合員の場合は記入必須となります。不明な場合は、人事、総務等担当者にお問い合わせください。

7 今後の企業年金制度等

- ・企業年金制度等の加入状況について、該当する□にレ点を記入してください。
- ・加入状況は、「事業所登録申請書 兼 第2号加入者に係る事業主の証明書 (K-101A1号)」または「第2号加入者に係る事業主の証明書 (共済組合員用) (K-101B号)」の「5.企業年金制度等の加入状況」と同じ番号を選択してください。



身元確認書類(運転免許証、パスポート、マイナンバーカード等)のご提示をお願いします。 届出者自ら署名する場合、身元確認書類の提示は不要です。

基礎年金番号 フリガナ ネンキン イチロウ 生年月日											性別				
1	2 3	3 4	- 5 6 7 8 9 0 ^{居出者} 年 金 一 郎			昭和 平成	年 4 9		月 O O		1:男 2:女				
住所	フリカ		トウキョウト マルマルク シカクサンカク 1 − 2 −1111 連絡先電話番 東京 都道 市区 □ △ 1 − 郡 村区 □ □ △ 1 −	号 (1 2	- 3	4 5	6	7 8	3 9 ()				
	保険者 種別		第1号被保険者から第2号被保険者になった変第3号被保険者から第2号被保険者になった変任意加入被保険者から第2号被保険者になった	日	7:平成 9:令和		年 1	1	月 0	3	1				
	:事業): 個人	生主払i	後の掛金納付方法 登録事業所番号 フリカ ユ 1 1 1 1 1 1 1 1 1 (^{カ)ネン} 年金1					Х 					
			今後の企業年金制度等			拠日	出限度額	頂(月	額)						
		00	他に企業年金制度なし (厚生年金にのみ加入)		23,000円										
		10	企業型確定拠出年金		20,000円										
		11	企業型確定拠出年金および厚生年金基金												
		12	企業型確定拠出年金および確定給付企業年金												
	□ 13 厚生年金基金														
	□ 14 確定給付企業年金							0 0 0	ш						
		15	石炭鉱業年金基金		12,000円										
	□ 16 企業型確定拠出年金および石炭鉱業年金基金														
		50	国家公務員共済組合(長期)												
		51	地方公務員共済組合(長期)												
	52 私立学校教職員共済制度(長期)														
		53	企業型確定拠出年金および私立学校教職員共済制度(長期)				_								
掛金額D ※どちら		かに	②: 掛金を毎月定額で納付します		毎月の排	金額	2	0	0	0	0				
)を付け くださ		①:納付月と金額を指定して納付します (「加入者月別掛金額登録・変更届」を添付してください)												
			の受給状況について iDeCoの老齢給付金 (- 方は、□にレ点を記入してください 老齢基礎年金、老齢厚							ませ	ん				

8 掛金額区分

- ・掛金の納付は「0:掛金を毎月定額で納付します」または「1:納付月と金額を指定して納付します」の
- いずれかを選択し、該当する数字に〇印を付けてください。
- ・「1:納付月と金額を指定して納付します」とは、指定した納付月のみ掛金を納付する方法、または 毎月異なる掛金額を納付する方法を指します。
- ・「1:納付月と金額を指定して納付します」を選択する場合は、 「加入者月別掛金額登録・変更届(K-030号)」をあわせて提出してください。 (企業型確定拠出年金に加入している方は、「1:納付月と金額を指定して納付します」を選択することはできません。)

9 毎月の掛金額

- ・掛金額区分で「0:掛金を毎月定額で納付します」を選択する場合のみ記入してください。
- ・毎月の掛金額は5,000円~拠出限度額(ご自身の企業年金制度等の加入状況、 企業型確定拠出年金の事業主掛金額に対応する拠出限度)まで指定できます。
- ・掛金額は1,000円単位で指定してください。
- ・掛金額を変更しない場合は、現在の掛金額を記入してください。

◇第2号被保険者の方(共済組合員を除く)の拠出限度額

拠出限度額は企業年金制度等の加入状況、企業型確定拠出年金の事業主掛金額によって異なります。

①拠出限度額:23,000円

00:他に企業年金制度なし(厚生年金にのみ加入)

②拠出限度額:20,000円 10:企業型確定拠出年金

企業型確定拠出年金の事業主掛金額	個人型年金の拠出限度額
35,000円未満	20,000円
35,000円以上	55,000円-事業主掛金額 例)55,000円-50,000円=5,000円

③拠出限度額:12,000円

11:企業型確定拠出年金および厚生年金基金

12:企業型確定拠出年金および確定給付企業年金

13:厚生年金基金

14:確定給付企業年金

15:石炭鉱業年金基金

16:企業型確定拠出年金および石炭鉱業年金基金

企業型確定拠出年金の事業主掛金額	個人型年金の拠出限度額
15,500円未満	12,000円
15,500円以上	27,500円-事業主掛金額 例)27,500円-20,000円=7,000円

◇共済組合員の方の拠出限度額

拠出限度額は企業年金制度等の加入状況、企業型確定拠出年金の事業主掛金額によって異なります。

①拠出限度額:12,000円

50: 国家公務員共済組合員(長期)

51:地方公務員共済組合員(長期)

52:私立学校教職員共済制度(長期)

53:企業型確定拠出年金および私立学校教職員共済制度(長期)

企業型確定拠出年金の事業主掛金額	個人型年金の拠出限度額
15,500円未満	12,000円
15,500円以上	27,500円-事業主掛金額 例)27,500円-20,000円=7,000円

10 給付金・年金の受給状況について

- ・60歳以上の方はご記入ください。
- ・iDeCoの老齢給付金とは、個人型確定拠出年金の給付金の一つです。
- iDeCoの老齢給付金(一時金を含む)を受給していない方は□にレ点を記入してください。
- ・iDeCoの老齢給付金(一時金を含む)を受給したことがある方は加入できません。
- ・老齢基礎年金・老齢厚生年金を繰り上げ受給していない方は□にレ点を記入してください。
- ・老齢基礎年金・老齢厚生年金を繰り上げ受給している方は加入できません。